

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年 9月 30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 代表取締役社長 瀬良 知也 電話 075 - 352 - 1111					
主たる業種	百貨店	細分類番号	5   6   1   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガスを3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	京都駅ビルのキーテナントで構成する省エネルギー推進委員会を設備担当者会議内に設置し、毎月1回開催し、エネルギーの適正管理、省エネ施策の推進をしております。同様に我が社の担当内でも行っております。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,835.1 トン	14,684.6 トン	14,390.4 トン	14,094.3 トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	15,329.9 トン	12,884.6 トン	12,590.4 トン	12,274.7 トン	-17.9 パーセント	
目標の根拠		不要と思われる空調機の停止、消灯・減灯、空調設定温度の緩和					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	百貨店	事業活動に伴う排出の量 (延床面積 x 1/100)	9.62	9.53	9.34	9.14	-3.13 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		延床面積の変更予定はないため、総排出量の削減目標としている。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		69.0 パーセント	76.0 パーセント	92.0 パーセント	115.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	不要と思われる空調機の停止、消灯・減灯、空調設定温度の緩和					
	(27)年度	不要と思われる空調機の停止、消灯・減灯、空調設定温度の緩和					
	(28)年度	不要と思われる空調機の停止、消灯・減灯、空調設定温度の緩和					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自家用車による通勤は禁止している。					
	上記の措置を採用する理由	事故防止、省エネルギー					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「DO YOU KYOTO? プロジェクト」ライトダウンに登録、実施						
特記事項	第一期計画期間の超過削減量5419.6t-CO2を、平成26年度排出量から1800t、平成27年度排出量から1800t、平成28年度排出量から1819.6tをそれぞれ差し引いて記載している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。